

平成27年第2回
美唄市議会臨時会会議録
平成27年4月20日（月曜日）
午前10時00分 開会

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 会期決定の件
第3 諸般報告
第4 議長報告
第5 市政報告
第6 承認第1号 専決処分の承認を求める
件（美唄市税条例等の一
部を改正する条例）
第7 議案第67号 美唄市税条例の一部改正
の件
第8 議案第68号 平成27年度美唄市一般会
計補正予算（第1号）

◎出席議員（13名）

副議長	五十嵐	聡	君
1 番	倉 本	賢	君
2 番	長谷川	吉 春	君
3 番	谷 村	知 重	君
4 番	丸 山	文 靖	君
5 番	本 郷	幸 治	君
6 番	森 川	明	君
7 番	吉 岡	文 子	君
8 番	桜 井	龍 雄	君
9 番	金 子	義 彦	君
10 番	高 田	正 則	君
12 番	小 関	勝 教	君
13 番	土 井	敏 興	君

◎欠席議員（1名）

議 長 内馬場 克 康 君

◎出席説明員

市 長	高 橋 幹 夫 君
副 市 長	藤 井 英 昭 君
総 務 部 長	中 平 匡 司 君
市 民 部 長	市 川 厚 記 君
保健福祉部長兼福祉事務所長	千 葉 一 夫 君
総務部総務課長	佐 藤 崇 君
総務部総務課主幹	村 上 孝 徳 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長	三 上 忠 君
次 長	濱 砂 邦 昭 君

午前 9 時 5 9 分

●副議長五十嵐聡君 開会前ではありますが、本臨時会の会期中、議長の都合により、代わって議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

この場合、説明員に関し、副市長から発言を求められておりますので、これを許します。副市長。

●副市長藤井英昭君 発言のお許しをいただき、ありがとうございます。

私から、4月1日付の人事異動で説明員に変更がありますので、紹介をさせていただきます。

（執行機関関係者の自己紹介）

午前10時00分 開会

●副議長五十嵐聡君 ただいまより、本日もって招集されました、平成27年第2回美唄

市議会臨時会を開会いたします。

●副議長五十嵐聡君 これより、本日の会議を開きます。

●副議長五十嵐聡君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

2番 長谷川吉春議員

3番 谷村知重議員

を指名いたします。

●副議長五十嵐聡君 次に日程の第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日より4月21日までの2日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

●副議長五十嵐聡君 次に日程の第3、諸般報告に入ります。

諸般報告については、朗読を省略いたします。

諸般報告についてご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、諸般報告を終わります。

●副議長五十嵐聡君 次に日程の第4、議長報告に入ります。

議長報告についても、朗読を省略いたします。

議長報告についてご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、議長報告を終わります。

●副議長五十嵐聡君 次に日程の第5、市政報告に入ります。

市長。

●市長高橋幹夫君(登壇) 平成27年第2回市議会臨時会に当たり、市政の主なものについてご報告申し上げます。

文化庁長官表彰の表彰決定について申し上げます。

去る3月27日、文化庁から平成26年度の文化庁長官表彰の受彰都市決定についての報道発表があり、長野県松本市、愛媛県松山市、愛媛県内子町とともに、本市が文化芸術創造都市部門で受彰する旨報じられ、同日付で文化庁から受彰決定の通知がありました。

この表彰は、文化芸術の持つ創造性を地域振興、観光・産業振興等に領域横断的に活用し、地域の特色を生かした文化芸術活動や社会課題の解決に、行政と住民との協働、行政と企業や大学との協力等により取り組み、特に顕著な成果を上げている市区町村に対し、文化庁長官が表彰するものであります。

表彰状の授与につきましては、来る6月23日、文化庁長官が本市にお見えになり、行われる予定となっております。

以上、申し上げまして報告を終わります。

●副議長五十嵐聡君 市政報告に対する質疑通告集約のため、暫時休憩いたします。

午前10時04分休憩

午後10時05分開議

●副議長五十嵐聡君 休憩前に引き続き会議を開きます。

本件については、別にご発言もないようですので、これをもって市政報告を終わります。

●副議長五十嵐聡君 次に日程の第6、承認第1号専決処分の承認を求める件を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。
市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） ただいま上程されました承認第1号専決処分の承認を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、専決第1号美唄市税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法の規定により、去る3月31日付けで専決処分を行ったので報告し、その承認を求めるものであり、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成27年3月31日にそれぞれ公布され、一部を除き平成27年4月1日に施行されたことに伴い、市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、市たばこ税、都市計画税、国民健康保険税、入湯税及び延滞金について必要な改正を行ったものであります。

改正の主なものについて申し上げますと、市民税では、個人の市民税の寄付金控除額に係るふるさと納税申告特例の規定を新設、固定資産税では、土地の固定資産税の特例、土地の価格の特例、宅地等及び農地に対して課する固定資産税の特例について、法令改正にあわせ特例期間の延長、軽自動車税では、軽自動車税の税率の特例について、グリーン化

特例の制度が新設されたことに伴う条文の整理、国民健康保険税では、2割または5割減額措置に係る軽減判定の算定方法の見直しのほか、法の改正に伴う引用条項や条文の整理に必要な改正を行ったもので、附則において、施行期日及び経過措置を設けたものであります。

よろしくご承認いただきますようお願いいたします。

●副議長五十嵐聡君 これより、承認第1号について、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**承認第1号専決処分の承認を求める件**は、原案のとおり**承認**されました。

●副議長五十嵐聡君 次に日程の第7、議案第67号美唄市税条例の一部改正の件を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。
市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） ただいま上程されました案件について、提案理由をご説明申し上げます。

議案第67号美唄市税条例の一部改正の件であります。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成 27 年 3 月 31 日にそれぞれ公布され、一部を除き平成 27 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の主なものについて申し上げますと、国民健康保険税について、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る課税限度額及び国民健康保険税の減額を行った後の課税上限額をそれぞれ上げたもので、附則において、施行期日及び経過措置を設けたものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●副議長五十嵐聡君 ただいま提案理由の説明がありました議案第 67 号については、大綱質疑にとどめ、所管の常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

これより、議案第 67 号について、大綱質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、大綱質疑を終結いたします。

よって、議案第 67 号は、産業・厚生委員会に付託の上、審査することにいたします。

●副議長五十嵐聡君 次に日程の第 8、議案第 68 号平成 27 年度美唄市一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。
市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） ただいま上程されました議案第 68 号平成 27 年度美唄市一般会計補正予算（第 1 号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、第 1 条歳入歳出予算、第 2 条地方債について補正しようとするものであります。

第 1 条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 4 億 1,870 万円を増額補正し、補正後の予算総額を 169 億 3,448 万 2,000 円にしようとするものであります。

補正内容につきまして、歳出から申し上げますと、民生費に、保育所の再編に伴い、平成 27 年 3 月末で閉校した北海道中央コンピュータ・カレッジを、保育に適した施設として利活用するために行った実施設計が完了したことから、施設改修を行うほか、福祉基金に積み立てた寄付金を活用し、保育用遊具等を購入し保育環境の整備を図る「保育施設整備事業」及び「認定こども園施設整備事業」に要する経費をそれぞれ計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する繰入金、市債を計上し、財源対応をいたしました。

第 2 条地方債の補正につきましては、本歳入歳出予算に計上している「保育施設整備事業」の補正に伴い、児童福祉施設整備債の限度額を増額変更するものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●副議長五十嵐聡君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました、議案第 68 号については、大綱質疑にとどめ、後ほど設置いたします特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより、議案第 68 号について、大綱質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、大綱質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

議案第 68 号については、13 人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

ただいま設置されました、予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、

倉本賢議員、長谷川吉春議員、
谷村知重議員、丸山文靖議員、
本郷幸治議員、森川明議員、
吉岡文子議員、桜井龍雄議員、
金子義彦議員、高田正則議員、
五十嵐聡、小関勝教議員、
土井敏興議員

の以上 13 人の議員を指名いたします。

●副議長五十嵐聡君 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前 10 時 15 分 散会